

第七回 参議院大蔵委員会會議録第三十二号

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)午前十時四十一分開会

委員長の補欠
本日櫻内辰郎委員長辭任につき、その補欠として木内四郎君を議長において委員長に指名した。

本日の會議に付した事件

○米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○富餘税法案(内閣提出、衆議院送付)

○資産再評價税法案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の改正に伴う關係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻内辰郎君) それではこれより大蔵委員会を開会いたします。最初に米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案の御審議を願います。質疑がありましたら、この際お願いいたしますと存じます。別に御質疑がなければ、質疑を終局して

討論に入ること、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) それでは討論に入ります。賛否を明らかにして御発言を願いたいと存じます。

○木内四郎君 この米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案によりまして、第四條第一項を改正するような規定があるのであります。けれども、今回対日援助見返資金は、この第四條の元の法律及び改正案に掲げてありません。特定の教育事業にも使用する途を開くような文になつておりまして、そのために改正案の第四條第二項の改正規定によつて対日「援助資金は、前項に規定する費途に充てる場合に使用する外、国又は都道府県の行う政令で定める民間情報教育事業の運営に必要な費途に充てるため、国又は都道府県に対する資金に使用することが出来る。」という改正案が出ておるのであります。という改正案が出ておるのであります。規定は不十分な点もありませんし、又我々として賛成しかねる点があります。るので、むしろ第四條第二項のこの改正規定を止めまして、その代りに第四條第一項中に「経済の再建」という字の下に「並びに特定の教育事業」という字を加えることが適當であると思つてあります。そういう趣旨によりまして、ここに改正案の一部を更に次のように改めるところの修正案を提出したいと思つてあります。修正案はお手許に配付してありますので、これを一度

朗讀いたしたいと思つてあります。

米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案に対する修正案

発議者 木内 四郎

米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四條の改正規定を次のように改める。

第四條第一項中「経済の再建」の下に「並びに特定の教育事業」を加え、「公私企業」を「国、国以外の公企業若しくは私企業」「公企業」を「国若しくは国以外の公企業」に改める。

第六條の改正規定を次のように改める。

第六條第二項を削る。

第十四條の改正規定中「第三項」を「第四項」に改め、「を削る」。

第十五條の改正規定を削る。

以上の修正案を提出したいと思つてあります。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はございませんか。

○森下政一君 今のは木内君何ですか、主たるところは特定の教育事業というのを加えるというのですか。

○木内四郎君 そうです。そうしてあの規定はそれに伴う條文の整理です。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はございませんか。御発言もないようでありませぬか。採決をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) それでは外に御発言もないようでありますから、先ず修正案について採決をいたします。只今討論中でありました木内四郎君の修正案を議題に供します。木内君の提出の修正案に賛成の方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致でございます。

尚この際申上げて置きたいと存じますが、今の木内君の修正に基いて多少の條文の整理をしなければならん点があるようでありませぬが、條文のこれは整理をするということに御了解願つて置きたいと存じます。よつて木内君の修正案は可決されました。

次に、只今採決されました木内君の修正にかかるところを除いて、内閣提出に拘わる原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成のお方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て修正可決をいたしました。尚、本會議における委員長の口頭報告の内容は、委員長において、本案の内容、本委員會における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平
九鬼紋十郎 森下 政一
玉屋 喜章 西川甚五郎
平沼彌太郎 木内 四郎
油井賢太郎

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名漏れはございませんか。なしと認めます。

それでは午後一時まで休憩いたします。
午後一時三十分開会

○委員長(木内四郎君) 只今より休憩前に引き続き會議を開きます。税法一般について御質問を願います。

○伊藤保平君 ちよつと主税局長にお尋ねしたいのですが、酒税について今度の改正で、この税率が大分増加されて、又元の高い方へ戻りましたのですが、一昨年のときの率と税額とを見ますと、清酒を旨といたしますと、その当時合成清酒は九十一、焼酎は九十二の比例になつておつたと思うのですが、ところが今度の改正は、清酒の百に対し、合成清酒は七十七で、焼酎が六十六という大きな開きが出ております。これは清酒が原料制限で、非常に石数が少かつたということも考えられるのですが、本年は相当増

第六部 大蔵委員会會議録第三十二号 昭和二十五年三月二十九日【参議院】

一

は、勿論関係官庁と一体となりまして、有効な取締を行いまして、密造を少くしまして、従いまして極力正規の酒類の増産を図つて行くように努めて行きたいと考えておる次第であります。

○米倉龍也君 事業所得の課税標準は当然必要経費を引くのですが、その必要経費の点に關係するのですが、先般参議院でも又衆議院でも決議がありました積雪寒冷地帯の課税についての考慮をして貰いたい、政府はそれに対して相当何らかの処置をするというようなことを述べられておつたのですが、要求する方の気持は、この問題は税の方から、そういう地帯の農民生活を多少でも緩和するより途はないだろうというので、一方平衡交付金の増額とか、又一方は事業所得の方の計算の場合に、何か地域特別控除というふうな、何かそういうものができないかどうかというふうなことを考へての所得税の方の軽減を要求しておるのですが、こういう点、すでに政府でもあつたかどうかがさつておるんだから、何かこれについて御考慮なり御研究が進んでおりましたら、それを御聞きしたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 積雪地方の課税の適正化に關しまして要望がありましたことは、私共承つておりました、検討いたしておるわけでありまして、そのうち今御指摘の所得の計算上、必要経費に該當すると認められる部分につきましては、実情に應じまして極力適正化を図るという事は必要であらうというふうな考へておられます。例えば貸家所得等の場合におきましても、除雪費等をやはり所得の計算上十分に認めるという必要がありま

し、或いは農作物その他の場合におきましても、普通の営業者の場合におきましても、除雪のために特別な費用を要するとか、或いは修理のために必要な費用を要した場合におきましては、こういうものにつきましては所得計算上適正化を図る必要があると思

います。その点につきましては、中央から地方に対しまして、その点はくれぐれも考慮して、適正な所得金額を計算するようにという趣旨で確か通達いたしましたかと思つておるのですが、そういう趣旨で運用いたして参る考へであります。ただ積雪地帯におきまして生活費が高くなる、従つて何か特別の税法上控除を認めるようにしたらと、こういう要望もあるようございしますが、その点になりまして、なか／＼簡単に参らないのでございまして、生活費となりまして、或いは都会の方が田舎の方よりも高いという場合もございまして、普通の役人の場合でございまして、東京あたりは地方と變りまして、勤務地手当として特別手当を出しておる状態でありまして、これは地方によりまして非常に区々問題が出て来るのではないかと考へるのでございまして。従いまして基礎控除、扶養控除の外に積雪地帯等に対しまして、特別のそのような控除を、税法上生活費が高いというので設けますのは、どうも少し如何であらうかというので、その点までやりま

すことにつきましては、私共今のところ賛成いたしかねるような状況でございまして。尚、平衡交付金等の配分の際にしましては、これは標準となるべき経費を査定するわけにございまして、その経費の中にはやはり特別の公共団体、市町村、県等におきまして

も、積雪地帯特有の費用が幾らかという事は、やはり標準的な費用の中に十分考へまして、それと課税力との比較で平衡交付金を交付するというような方法は理論上考へられることではございまして、私共そのような点につきましては、これもよくそのような解決を図るべきじやなからうかと考へておる次第でございまして。尚、具体的問題はいろいろあるのでございまして、大きな問題につきましては一応お答えいたしまして、お尋ねがございすれば、更にお答えしたいと思つてお

ります。○米倉龍也君 いろいろ御研究になつておることをお聞きいたしたわけですが、特殊な事情でありますので、地方でどうしようというふうなことを一律に決めを願ふことは相当困難だと思つておるのですが、併し地方はどうもやはり中央の一方の相当具体的な何か方針なり、指示がないと非常にやりにくいというか、まち／＼になつてしまつて見ても、どうもそれは中央からの指示がない、或いはそういうお話がないからというふうなことで、相当地方的にまち／＼になつておる。そういう關係で、この地帯の問題を取上げて政府に要望しておる方から申しますと、余程具体的に中央の方で或る点まで指示して頂かなければ満足しないのじやないかと思つておる。昨今盛んにこういう方面の要求が国会の方面にも出ておる。どうも大蔵省でも今お話のように、これは地方のその実情によつて適当にやる、特に考慮するといふ程度でなく、もつと考慮すべきことを具体的に指示しなつて頂く

ように十分お願ひしたいと思つておる。そうではないと、この運動は更に一層うるさく本省の方に來ると思つておる。その点一つお願ひしたいと思つておる。

○政府委員(平田敬一郎君) 誠に御尤もでございまして、国税局長或いは關係職員の会合等の機会に十分徹底するようにいたしたいと思つておる。尚、特別の問題につきましては、かような会合の際に調査した資料を持ち寄りまして協議をし、できるだけ具体的に歩調を合せて妥當な取扱を決めることに努めるようにしたいと思つておる次第であります。

○黒田英雄君 又酒の税に戻ります。先般伊藤委員の質問に対してのお答えで、大体政府のお考えは伺えたのですが、私は酒税について、シャウア勃告に現れておるところの表現の仕方は非常に酒に対しては酷のように思つておる。又それによつて酒の税はもう少し上げてほしいという勃告になつておる。今日酒の価格といふものは他の物価に比較して相当税金のために高いことなるのですが、今日の各人の懐具合等からいまして、酒の消費というものは大分減退しておる。酒の消費というものが、政府はさういふふうにあつたために、政府はこれを止むを得ず上げたのか、尚機会があれば、これを下げようという御意思を持つておられるとは、先程のお答えで思つておられる。更にいろいろ酒の消費等につきまして十分な説明等を開き方面になされて、さうして下げるという御意思があらうかどうか、つまり今日の購買力の減退に対して、この価格は相当高いといふふうにお考え

になつておるかどうか、その点をきり一つ伺いたい。この間の提案理由の説明のうちにも、特級酒一升当り千四百十円を千七百十円にし、一級酒九百十円を九百六十円程度に上げるというふうな説明があつたが、これについて一つお考えを伺いたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 確かに私共のシャウア勃告のうち、酒に対する認識は、今黒田委員のお話のように、日本の実情に即して認識が十分に行われていなかったのではないかと、いうことを私も感じておる一人でありま

す。率直に申し上げまして……いろいろ私共酒の税につきましても、実は事前に討議をやつたのでございまして、何と申しましても、消費生活といつたことになりまして、なか／＼短時日では実感を伴つた意見が出ていくといふところもございまして、相当理論を追いまして理想論となり、そのままシャウア勃告案となりまして出て来たように感ぜられるのであります。勿論私共日本の密造の状況、戦前の生産、最近の生産の状況その他につきましても、十分いろいろ説明をいたしたのでござい

ますが、どうも短時日の關係でありましたので、なか／＼思うように徹底を図ることができなかつたと思つておる。それと丁度昨年御承知の通り焼酎につきまして、七百数十円を四百数十円に下げまして、それから清酒その他につきましても、自由販売値段を他に下げまして、配給を止めて一般に自由販売で売出すといふときであります。相当売行き状況も比較的にいいような状態であつたといふ報告もあつた。このような報告になつたのではないかと考へるのでござ

いすが、もう少し長期に見通しを立てますれば、先程申し上げましたように、どうもやはり最近の食糧事情等から見まして、正規の生産を殖やしまして、税率なり、価格はむしろ下げまして、供給量の増加によつて国庫収入の増加を図つて行くというのが、やはり私共の行く正しい途ではなからうかと、こういう考えを持つておるのであります。今回の案を作ります場合におきましても、シャウブ勸告と、そのよきな見解との間の調整を図るに実は苦心をいたしたわけでございます。數量の増加によりまして、とにかく税収入としましては、相当な増加を上げるようにいたしました。税率については、御覽になれば分りますように、ほんの僅かばかり上げ、或るものは却つて引下げる、合成酒の二級、それから三級ウイスキー等は余りにも売れ行きが面白くございませんで、むしろ下げております。そういう調整をやりまして、何とかこの際として平穩でできる程度の税金にしまして、改正を行いたいという趣旨で、法律案を作成いたしました。提案いたしましたような次第でございます。従いまして、將來の方向といたしましては、もう少し更に一層の正規の生産の増加を図りまして、税率等は低くしまして、税収入は相当確保するということの方で参つたらどうかと、かように考えておるのでございます。

○黒田英雄君 大体のお考えを伺いましたが、率直に言つて、収入を図るのに酒に課税して行くということは、シャウブ勸告にもあるし、やはりよいと思うような意味のお考えではないと思うのですが、今日の価格は、今日の購買力に比較して、もつと下げなくちやな

らんものだというふうにお考えですか、或いはそうではないのであつて、造石が殖えれば、税収はこれだけあればよいから下げようというお考えなんですか、その点はつきり一つ……。

○政府委員(平田敬一) 先程の需給の關係は、黒田委員のお話になつたような傾向も、確かに若干あるようでございますが、大体といたしましては、相当順調のようでございます。むしろ予算で見積りしましたものよりも、庫出し等も多くなつておるような実情もございませぬし、今直ちに税率の引下げをやらなければならぬというふうな事情には、今のところまだ来ていないのではなからうか、ただ今後におきまして、そういう状況等が現われまつかどうか、恐らく夏季にようになります、ビールが今度の改正によりまして、私共といたしましては、相当出ることを期待いたしております。それから清酒につきましては、二級酒その他につきましては、引上げの程度は極く僅かでございますから、この程度でございませぬし、もう御指摘のように、売れ行きが一時に悪くなるというふうなことはならないのじやなからうかと思つております。ただ傾向といたしましては、確かに御意見のよう傾向もございませぬし、むしろ今後におきましては、正規の生産の數量の増加を図りまして、それと一諸に税率も引下げまして、必要な国庫収入は確保するという方向に沿つて、極力適正化を図りたいと、かように考えておるのでございます。尚この酒の税につきましては、これは私はやはり相当、酒税によつて国庫収入を期待するといふこの租税政策の行き方は、シャ

ウ博士と同じように、正しいのではないかと考えます。外の税、使えば織物消費税を廃止したり、三等乗客に対する通行税の課税を廃止したり、或いは取引高税を廃止したり、或いは物品税中の必需品課税を廃止するといったような方向は、これはそれと正しいわけでありまして、それにも拘らず、酒税につきましては、何と申し申しても、どここの国でもやつておるすように、その国の供給の状態、消費の狀態に應じて、妥當な税率を定めまして、極力必要な財源を確保するといふことは、租税政策としては妥當ではなからうか、煙草と酒につきましてはシャウブ博士は、相當理論的でございますが、相當の税収入を期待するといふような御意見のようでございます。その点におきましては、私共実はシャウブ博士と見解を一にいたしておるのであります。ただ數量を減らして、税率を上げたかどうかということにつきましては、先程申し上げました日本現況並びに造石等の状況から考えまして、やや見解を異にするといふことを、先程申し上げた次第であります。

○黒田英雄君 これは、これからの經濟界の状況の如何によることですが、今日の状況では、相當売れ行きが極度に極点に達しているように思われるのですけれども、これはまあ見解の相違です。今後の經濟界の状況の変化如何によつては、これは又變化すると思ひますから、その点は十分実情を御調査になるようにお願いしたいのです。その次に、特級酒は特別な酒ですから、高いのもいたし方がないと思うのですが、これを無暗に特級酒を捨えられるとい

うと、それこそ今日の状況では売行が非常に不振の状況にあるように私共聞いているのですから、これらに対して、來年度と申しますか、これから先特級酒を造られる上において、從來と同じような方針でありますか。或いは、これは多少制限しようというふうなお考えはないのですか。

○政府委員(平田敬一) 特級酒につきましては、二十五年年度の予算の基礎になりました分につきましては、大体石數で六万石程度予定いたしております。この特級酒の數量をどの程度にするかといふことは、今御指摘の通り、大体売れ行きの状況、それから他の酒の數量との關係におきまして、どの程度ならどうというふうな見地から定めて参りたいと考へておるのでございしますが、やはり私共としましては、相當な財源にもなりますし、或るべくよ酒を造りまして、生産者なり關係業者の方々も、取扱いにによりまして利益が出て来るようにすると同時に、国庫にも税金の形で相当入つて来るというふうな制度でございませぬし、やはり今後ともそういうふうにした方がよいのではないかと、かように考へておるのでございます。まあ今までの酒の造石税は比較的簡單でございまして、清酒は全部一律にやつておりましたが、かような差は付けてもいなかつたのでございませぬし、酒類につきまして相当多額な税収入を期待せざるを得ないような実情が残つております間は、やはりこのようなやや技術的に面倒な方法を用いまして、極力収入の増加を図る方がよいのではないかと考へておるのであります。數量の点は、やはりそのときの状況、それから一つは税率の決め

方、値段の付け方等にもよりまするが、そういう点を考へまして、極力適当な數量を造りまして、できたものは少くとも売捌いて行くような状況に持つて行くこと、又売捌かれるような限度において造石して行くというふうな方向で行きたいと考へております。

○黒田英雄君 それは特級酒を深山造られれば収入が殖えるので、政府としてはいいでしょうが、併し地方の名も余りない酒、これは品質はよくても、売行が悪いように聞いておるので、から、その点は余程考へたにまつて、ただ収入の増加ができるからといふことは、無暗に特級酒を造られるといふことは、私余り賛成できないと思つて、提案理由の説明のときに、先程も申し上げましたように特級酒は千四百四十円を千七百七十円程度に、或いは一級酒九百十円を九百六十円程度に、二級酒はとつたように、それと御説明があつたのですが、これは小売価格であると思つたのですが、生産者販賣価格、卸売商の販賣価格というふうなものについては、もう無論お決めになつておるのだからと思ひますが、これを御説

明願したいと思ひます。

○政府委員(平田敬一) 酒類の生産者価格、販賣価格等は最終的には物価の責任において決めることになつております。一応腹案を申上げることが御了承願ひたいと思つておりますが、それによりまして、今御指摘の千七百七十円とか、九百六十円、六百五十円、七十七円とか、九百六十円、六百五十円、こういう数字はお話の通りでございます。小売価格の見込価格で、大体改訂見込価格であります。最終的に決まるのは、恐らくこの前後で決まるの

じやないかと思ひますが、小売価格の見込価格でございます。尙この価格につきましては、それ／＼最近の生産販売の原価の状況等に應じて、妥協的な価格を決めることにいたしているのでございます。先ず予想を申上げますと、清酒の第一級につきまして申上げますと、瓶詰品の場合でございますれば、現在は製造原価が百三十二円、それから基本税が二百五十七円でありまして三百八十九円という生産者の価格になつております。これを今度は製造原価につきましては、若干の原料の値上り等による増を認めまして、百三十六円にいたしましては、税金が上りますから、上つた分が三百五十円でございます。生産者の価格は税込の販売価格が四百八十六円程度にいたしたい。それから御売につきましては、それぞれ普通のマーシンを認めることにいたしまして、現在は今のものについて申上げますと、販売価格は八百十二円九十四銭になつておりますが、それを改正案によりまして、八百九十四円五十銭程度に変えたい。小売価格につきましては、従来の九百十円程度の最終価格が九百六十円程度の最終価格になるという大體の考えでございます。尙マーシンのつきましては、若干増減がござりますが、卸のマーシンのつきましては、今申上げました酒類の中には、今の改正は三十三円四十銭から七十四銭入つておりますが、これは何か若干多く見る必要があつて、多く見たと思ひますが、その前は二十二円三十八銭でございましたのでございます。それとの関係上今回は二十六円五十銭程度見ることになつておりますが、小売のマーシンは五十三円七十三銭であ

りますが、改正案によりまして、五十四円五十銭程度になるのであります。その他の酒類等につきましては、それぞれ大概そういう方針で案を作成いたしております。

○委員長(木内四郎君) ちよつとお諮りいたしますが、本会議が始まると、少し劈頭私が報告して、その後いろいろ記名投票などが必要だというので、記名投票があるらしいですが……ちよつと速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(木内四郎君) 速記を始め……。それではこの程度で散会いたします。

午後二時十六分散会

出席者は左の通り。

委員長

櫻内 辰郎君
木内 四郎君

理事

黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君

委員

森下 政一君
玉屋 喜章君
西川甚五郎君
平沼彌太郎君
油井賢太郎君
米倉 龍也君

政府委員

大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君
大蔵事務官(主税局長) 平田敬一郎君

昭和二十五年四月十三日印刷

昭和二十五年四月十三日發行

参議院事務局

印刷者 印刷庁